

4月28日から

年金生活者等支援 臨時福祉給付金の 受付を開始します

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者を支援する、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

●問い合わせ 福祉課 内線 126

●**基準日** 平成27年1月1日

●**対象**

基準日に本町の住民基本台帳に記録されている方で、平成27年度分の住民税(均等割)非課税者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方

※住民税課税者に扶養されている方および生活保護などを受給している方(※1)は対象外

※1…生活保護、中国残留邦人などに対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費およびハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算金)を受給している方

●**支給額** 1人 30,000円

●**申請手続**

4月下旬に対象となる可能性のある住民税(均等割)非課税者へ、住民税非課税のお知らせ、申請書(請求書)、返信用の封筒などを送付します。申請期間中に設置予定の受付場所(役場西会議室1)へ持参するか、返信用封筒で返送してください。

・受付場所への持ち物

申請書、添付書類(受付場所でコピー可)、印鑑(認印可)

・郵送の場合

申請書、添付書類の写しを返信用封筒で返送

●**添付書類**

・本人確認書類(運転免許証、写真付住民基本台帳カードなど)

※外国人は、全員の在留カードが必要

・振込先金融機関口座確認書類(通帳またはキャッシュカード)

※昨年度と同じ口座へ振り込む場合は不要

●**申請期間** 4月28日(木)～7月28日(木)

●**注意事項**

①原則、申請期間外の申請は受付不可

②平成27年1月1日時点で東浦町に住民票がない方の申請は受付不可。平成27年1月1日時点で住民票があった市区町村で申請してください。申請期間などは市区町村によって異なるため、申請先の市区町村にお問い合わせください。

③申請書は福祉課で配布または町ホームページからダウンロード可

④原則、現金による給付不可。口座がない方は相談してください(即日支払いは不可)

●**住民税(均等割)が課税されない所得水準の目安**

公的年金等受給者

区 分		非課税限度額
単 身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫 婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

給与所得者

区 分	非課税限度額
単 身	93万円
夫 婦	137.8万円
夫婦子1人	168.4万円
夫婦子2人	209.9万円